

■特集	羽咋市神子原地区の景観形成重点地区の指定について	…1
■まちづくりの動き		
	石川県住生活基本計画の改定	…4
■あのまち、このまち“まちづくりめぐり”		
	野々市市北西部土地区画整理事業の完成（野々市市）	…5
	都市計画道路 本町線(Ⅱ期区間)の完成（穴水町）	…6
■センターだより		…7

特集

羽咋市神子原地区の景観形成重点地区の指定について

1 羽咋市神子原地区の指定

県では去る5月に、羽咋市神子原地区をいしかわ景観総合条例に基づく「景観形成重点地区」に指定しました。重点地区は、地域の住民が景観形成に積極的に取り組んでいる地域であり、県内では3箇所目の指定になります。ここでは、この羽咋市神子原地区の指定について、本県の景観行政のあらましも踏まえながら、紹介いたします。



<神子原地区の里山風景>

2 石川県の景観行政

石川県には、霊峰白山や加賀・能登の長く変化に富んだ海岸などの自然景観をはじめ、歴史的・文化的な街のたたずまいや田園風景など、多彩で良好な景観資源が数多くあります。このような景観を守り育て、より魅力的な資源として後世に伝えるとともに、これら

を活用して交流人口の拡大や地域の活性化を図ることは、県の重要な施策といえます。

また国においては、平成16年に景観法が制定され、景観行政の基本的な法的枠組みが整備されました。そこで本県では、より一層景観行政を強力に推進するため、既存の景観条例と屋外広告物条例を一本化し、かつ独自の理念や施策を幅広く盛り込んだ「いしかわ景観総合条例」を平成20年度に制定し、今日まで様々な施策に取り組んでいます。

3 能登の里山里海景観の保全

県が取り組んでいる施策の一つに「里山里海の景観の保全」があります。里山里海は、ふるさと石川の特徴的な要素であり、特に「能登の里山里海」については平成23年に世界農業遺産にも認定され、改めて注目されたところです。

一方で、このような地域において、老朽化し放置された屋外広告物や、周囲と調和しない建築物等が散見されるという実情もありました。そこで県では、条例に基づいて規制・誘導を図り、美しい里山里海景観の保全を図っているところです。

4 景観形成重点地区の指定

条例では、優れた景観を有し、地元で独自の保全基準を定めた地区を、景観形成重点地区として指定する

という制度を設けています。この制度を活用し、里山里海景観の保全の意識が高い地域を重点地区に位置付けることで、景観の保全に一定の法的効果を持たせることができ、県として地域の取組みを条例・制度の面からバックアップすることとなります。

これまでには、能登町「春蘭の里」地区（平成 24 年 3 月指定）及び珠洲市「奥のと里海 日置」（平成 26 年 3 月指定）の 2 地区を指定しています。いずれの地域も能登を代表する里山里海景観を有する地区であり、地域の住民が積極的に景観形成や里山里海の振興に努めています。



<春蘭の里>



<奥のと里海 日置>

5 羽咋市神子原地区の取組み

羽咋市神子原地区は、市中心部より東約 6km の山間集落で、みこはら神子原町・せんごく千石町・すがいけ菅池町の 3 町会を総称して「神子原」と呼ばれています。山間に美しい棚田が広がる里山景観を有する地域です。

当地域の地元住民は地域振興活動に熱心に取り組んでおり、里山景観の保存についても大切なものと考えていました。そこで県と地元において、平成 25 年

から景観形成重点地区の指定に向けた協議を開始しました。地域の景観資源の整理や具体的なルール作りなどに時間をかけて丁寧に取り組んできました。平成 28 年度には、内容がまとまったことから、パブリックコメントなどの手続きを経て、平成 29 年 5 月に景観形成重点地区として指定しています。



<地元協議の様子>

神子原地区では以下のとおり景観形成の“目標”と、地区の 3 つの特徴を整理しました。

【景観形成の目標】

山間に広がる棚田と伝統的家屋から形成され、自然と人々の営みが調和する里山景観の保全・再生

【神子原地区の景観の特徴】

- (1) 風光明媚な棚田の景観
- (2) 歴史的に形成された集落景観
- (3) 棚田と集落が調和する里山景観

地区の一番の特徴は、最上部のビュースポットから壮大な景色が広がる、四季折々の表情を見せる山間の棚田です。



<秋の稲穂>



<夏の青い稲 >

また地区には、白壁・黒瓦からなる伝統的な建築様式の家屋が数多く残っており、歴史的に形成された集落の風景が見られます。



<伝統的な建築様式の家屋>

このようなまとまりのある集落が棚田と一体的になって、自然と人々の営みが調和する里山景観が形成されています。



<まとまりのある集落と棚田>

これらの特徴を保全するために、建築物等に対する具体的な基準を定め、皆で守っていくこととしています。また、重点地区に位置付けることで、新築等を行

う際に県へ届出が必要となることから、見苦しい商業看板や無機質なメガソーラー施設などの進出に一定の抑止効果が働き、景観保全に大きなメリットとなっています。

[届出対象行為]

	建築物	工作物	開発行為
規模	建築面積 10 m ² 超	高さ 1.5m 超又は 築造面積 50 m ² 超	300 m ² 超

[代表的な基準の例]

- ・ 広がりのある美しい棚田の景観を阻害しない位置、高さとする。
- ・ 屋根は瓦葺きの勾配屋根とする。
- ・ 太陽光パネルや金属板は反射が少ないものとし、屋根から突出させない。

6 さいごに

神子原地区には、美しい里山景観はもちろん、様々な地域の魅力があります。特に、地元の特産品である「神子原米」や「神子原くわい」はご存じの方も多いと思います。

地区の農産物直売所「神子の里」では様々な農産物が販売されています。すぐ隣には県が整備した寄り道パーキングもありますので、ぜひ一度、美しい棚田と美味しい農産物を求めて訪れてみてはいかがでしょうか。



<農産物直売所 神子の里>

【問合わせ先】

石川県土木部都市計画課景観形成推進室

TEL:076-225-1759 E-mail:toshikei@pref.ishikawa.lg.jp

石川県住生活基本計画の改定

■ はじめに

住宅は、自然環境や災害から人の生命や財産を守り、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点としての役割が求められています。

さらに、豊かな住生活を実現するためには、住宅単体の質・性能の向上、まち・地域の安全性・防犯性の確保、良好な景観の形成、地域コミュニティ活動の活性化などを通じて、次世代に引き継ぐべき良質な居住環境を構築していくことが重要です。

■ 「石川県住生活基本計画」とは

住生活基本法に規定する法定計画であり、全国計画に即して、今後10年間の石川県の住生活の安定および質の向上のための基本理念、目標、推進すべき施策等を定め、住宅政策を計画的かつ総合的に推進していくための計画です。

■ 改定について

今般、計画期間の1/2が経過し、人口減少や少子高齢化のさらなる進展、空き家の増加など住宅政策を取り巻く状況は大きく変化しつつあります。

また、平成28年3月には、国が定める「住生活基本計画（全国計画）」の改定がなされました。

これらを踏まえ、時代の変化やニーズに的確に対応し、石川県の住生活のより一層の安定および向上を図ることを目的として計画を改定しました。

計画の改定にあたっては、「石川県住生活基本計画2011」の基本理念「安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して」を踏襲しつつ、全国計画に即して、以下の三つの視点、4つの目標を設定し、計画期間を平成28年度から平成37年度としました。

①「ひと」の視点（住む人に着目した住宅の提供）

目標1 「誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現」

②「住まい」の視点（住宅の質の向上、流通促進）

目標2 「次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進」

目標3 「空き家活用の推進と住宅市場の活性化」

③「まち・地域」の視点（住宅を取り巻く住環境整備）

目標4 「住宅地の居住環境・魅力の維持・向上」

■ おわりに

石川県の住宅政策を推進していくためには、県民・住民組織・住宅関連事業者・住宅関連団体・市町・県が、それぞれ役割を分担し、連携及び協力していくことが重要であります。

すべての県民の住生活の安定および質の向上、豊かな住生活を実現するため、今後も住宅政策を推進していきます。

【問合わせ先】石川県土木部建築住宅課

TEL : 076-225-1777

E-mail : kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp



基本理念：安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して ~いしかわの魅力ある住生活を次世代へ継承する~				
視点・目標	施策分野	主な施策		
「ひと」の視点 【多世帯】	目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	(1)子育て世帯を支援する (2)高齢者の自活を支える (3)住宅セーフティネットを構築する	子育て世帯に対する相談体制の充実、三世帯同居・近居の支援など 新築・既存住宅のバリアフリー化の推進、福祉と連携した居住施設の推進など 公営住宅の的確な維持管理、住宅確保に配慮を要する世帯に対する対応など	
	「住まい」の視点 【多世帯】	目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	(1)住宅・建築物の安全性を高める (2)環境に配慮する (3)住宅を長く使う	住宅・建築物の耐震化の促進、適正な維持保全についての指導など 省エネ性能に優れた住宅の推進、建設リサイクル製品の推進など 長期優良住宅の供給推進、既存住宅の品質を向上させるリフォームの推進など
		目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	(1)空き家の適正管理・活用を進める (2)既存住宅の流通を進める	老朽危険空き家の計画的な除去の推進、空き家の適正管理の推進など 既存住宅の建物状況調査の推進、空き家バンクによる情報の提供など
「まち・地域」の視点 【多世帯】		目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上	(1)地域防災力を高める (2)住まいづくり・まちづくりの担い手を育てる (3)いしかわの地域特色を活かす (4)地域を元気にする	各種ハザードマップを活用した情報提供、災害時の体制づくりの推進など 住まいのあり方など県民向け講習会の開催、建築専門技術者の育成など 景観計画・街づくり協定に基づくまちづくりの推進、県産材活用の推進など 街なみ環境整備事業による良好な街並み形成の推進、定住促進施策の推進など

野々市市北西部土地区画整理事業の完成

■ はじめに

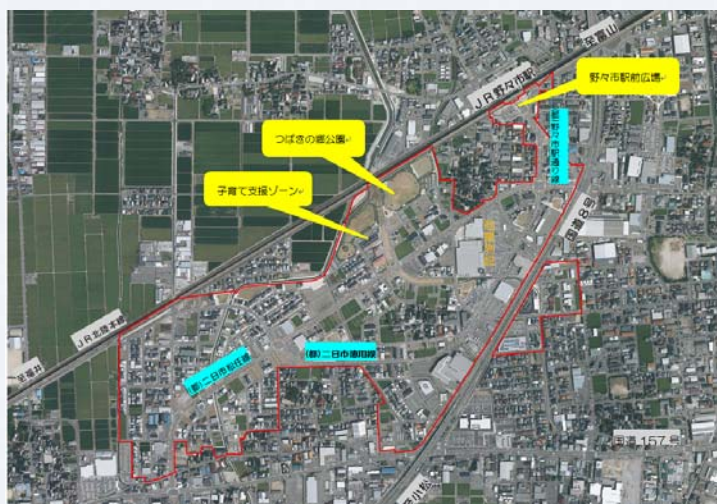
本地区は、本市の中心部より北西へ約2kmに位置し、国道8号、国道157号、JR野々市駅等に隣接する交通利便性が高い地区であり、市街地としての恵まれた開発条件を活かし、骨格道路である都市計画道路や地区公園の整備などの総合的な土地利用計画に基づき、健全な市街地の形成を行いました。

■ 事業の概要

施 行 者：野々市市北西部土地区画整理組合
施行面積：65.5ha 事業期間：平成11～29年度
総事業費：131億7,500万円

本地区の愛称は本市花木である「つばき」を用いた「つばきの郷(さと)」であり、その清楚で優しいイメージのまちづくりを目指すとともに、「自然豊か」、「魅力あるにぎわい」、「安全・安心」といったまちづくり方針のもと、市の玄関口として重要な交通結節点となるJR野々市駅前広場整備、また、広域防災拠点であり、緑の拠点でもあるつばきの郷公園(地区公園)などの整備を行いました。

さらに、「子育て支援ゾーン」として、民間保育園の誘致、一部を子育て世帯向けとした市営住宅、放課後児童クラブ併設の児童館の整備を行い、街の魅力を高めるとともに、子供と子育てにやさしい環境の形成、定住化の促進を図っています。



— JR野々市駅前広場(南口)の状況—



— つばきの郷公園の様子 —

■ おわりに

本市の人口は着実に増加しており、周辺からは「住みやすいまち」との評価もいただいています。子育て支援をイメージして整備された本地区は、ここを舞台として多くの次代を担う子供たちが健やかに育っていく基盤であるといえ、これからの本市の発展にも大きく寄与するものと考えています。

【問合わせ先】

野々市市産業建設部都市計画課

TEL :076-227-6091

E-mail:toshikeikaku@city.nonoichi.lg.jp

都市計画道路 本町線（Ⅱ期区間）の完成

■ 経緯

穴水町では、平成19年3月に発生した能登半島地震で大きな被害を受けたことを契機に、「創造的復興プロジェクト事業」として、県・町・地元が一体となって中心市街地の整備を進めてきました。

町では、復興まちづくり支援施設として「穴水町さわやか交流館プラウト」等の整備を、県では復興のシンボルロードとなる(都)大町通り線や中心市街地を通る(都)本町線の整備を行ってきました。

そして震災から10年の節目となる本年の6月には本町線Ⅱ期区間の整備が完了し、7月8日に完成を祝う会が執り行われました。



— (都)本町線（Ⅱ期区間）完成を祝う会 —

■ 事業概要（Ⅱ期区間）

路線名：(都)本町線（主要地方道七尾輪島線）

事業区間：鳳珠郡穴水町字大町 地内

事業期間：H25～H29

事業延長：L=140m

事業幅員：W=8.0m（車道3.0×2、路側帯1.0m×2）



— 事業位置図 —

■ 道路整備について

商店街の賑わいの創出を目的としたまちづくりとあわせ、安全な歩行空間を確保するために、無電柱化を行うとともに、路側帯をカラー舗装として、ドライバーへの注意喚起を促しています。



— 整備後現況写真 —

■ まちづくり協議会について

地元まちづくり協議会では商店街の賑わい創出のために、街並みの統一やイベントの開催を行ってきました。

昨年度は第1回目となるハロウィーンイベントを商店街で行い、たくさんの方々に参加いただきました。

また、今年度ははじめには、まちなかの回遊性を高めるまちあるきマップを作成するなど、毎年新しい取り組みに挑戦しています。



ハロウィーンイベント 穴水まちなかお散歩マップ

— まちづくり協議会の取り組み —

■ おわりに

今年度、中心市街地の更なるにぎわい創出を図るため、事業区間を延伸し、Ⅲ期区間として引き続き、無電柱化事業に着手したところであり、地元と連携を図りながら、1日も早い完成に向けて整備促進に努めてまいります。

【問い合わせ先】

石川県土木部都市計画課 街路・都市交通 G

TEL :076-225-1758

E-mail:gairo@pref.ishikawa.lg.jp

センターだより

『いしかわまちづくり技術センター』では、まちづくりに関する様々な活動をサポートしています。ここでは、サポート内容についてご紹介します。

まちづくりの啓発や普及をサポート

○街並み・まちづくりシンポジウム

まちづくりに関する「意識の高揚」、「普及と参画促進」などを目的とした、最近のまちづくりに関する課題をテーマにしています。今年度は、10月に羽咋市と小松市での開催を予定しています。

■まちづくりシンポジウム in 羽咋

日時：10月21日（土）13:00～

場所：コスモアイル羽咋（羽咋市）

テーマ：みんなで考えるまちなか再生

■まちづくりシンポジウム in 那谷・粟津

日時：10月21日（土）13:30～

場所：粟津演舞場（小松市）

テーマ：那谷・粟津 Discover1300年

○まちづくり専門家の派遣

住民団体や協議会が実施する、まちづくりに関する講習会や勉強会に専門家を派遣し、まちづくり活動を支援しています。当センターでは、専門家の旅費・謝金の一部を助成しています。

○まちづくり研修会の開催

まちづくりに必要な視点、考え方を学びます。今年度は、「まちを変えるきっかけづくり」をテーマに8月21日に開催しました。

鯖江市よりJK課プロジェクトで活躍する高校生をお迎えし、石川県内で活躍する学生と共に座談会を行いました。



住民主体のまちづくり活動をサポート

○我（和）がまちづくり（いしかわ地域の魅力創造まちづくり事業）

“元気な住民と元気なまち”をつくりだすまちづくり活動を支援しています。今年度は、4件の活動に助成します。

○いしかわこどもの未来創造まちづくり事業

将来の地域のリーダーとなる子どもたちと共に、行うまちづくり活動（まちづくり学習）を支援しています。今年度は、4件の活動に助成します。

○まちづくりリーダー研修会

活動支援を行った団体の報告会を行います。地域で頑張る皆様の生の声を聞き、他の活動から学べる事が沢山あります。是非ご参加下さい。（2月予定）

— 平成28年度の活動の様子 —



▲ こどものみらい創造まちづくり事業



▲ 我（和）がまちづくり



▲ まちづくりリーダー研修会



▲ 専門家の派遣



まちづくりに関する様々な情報を発信しています。



編集後記

今回は、羽咋市神子原地区の景観について特集しました。人々の暮らしにより創られた景観を守り、後世に伝える事の重要性を改めて実感しました。皆さまも日々の暮らしの中から、魅力ある景観を感じてみてはどうでしょうか。

当センターでは、皆さまのまちづくり活動を支援するとともに、まちづくりに関する情報発信に努めています。是非、お気軽にお問い合わせ下さい。

編集協力：石川県（建築住宅課、都市計画課）、野々市市
発行：公益財団法人 いしかわまちづくり技術センター
TEL：076-232-2255 FAX：076-232-2532
HP：<http://www.machisen.jp/>
発行日：平成29年9月